

8水流第278号 養殖クロマグロ肝臓に含まれるビタミンB1量分析業
務委託（単価契約）

入 札 説 明 書

【 内 訳 】

●入札説明書

●参考様式

- 1 質問書
- 2 入札書
- 3 委任状
- 4 入札保証金納付申出書
- 5 入札保証金納付届出書
- 6 入札保証金免除申請書
- 7 履歴証明書

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 水産部 水産加工流通課

TEL 095-895-2872 FAX 095-895-2585

入 札 説 明 書

1 入札に関する条件及び注意事項

- (1) 調達件名及び数量
8 水流第278号 養殖クロマグロ肝臓に含まれるビタミンB1量分析業務委託（単価契約） 1 式
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和9年3月1日まで
- (4) 履行場所
長崎県総合水産試験場 技術開発推進部 魚類養殖科
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
(日時) 令和8年10月20日（火）午後15時00分
(場所) 長崎県庁行政棟1階 入札室

2 予定表

告示日（公告日）		令和8年9月28日
質問	提出期間	令和8年9月28日～令和8年10月7日（17：00）
	回答期限	令和8年10月9日
資格審査	提出期間	令和8年9月28日～令和8年10月7日（17：00）
	回答期限	令和8年10月9日
入札保証金免除申請書の提出期限		令和8年10月14日（17：00）
入札保証金納付申出書の提出期限		令和8年10月14日（17：00）
入札保証金の納付期限		令和8年10月19日
入札書の受領日		令和8年10月19日（17：00）
入札（開札）の日		令和8年10月20日（17：00）

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、予定表の提出期間に「質問書（別添様式1）」にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAXによること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出先）長崎県水産部水産加工流通課

（FAX）095-895-2585

※予定表の回答期限までに書面（FAX）にて回答する。全参加者に関する事項は、長崎県水産部水産加工流通課のホームページにも掲載する。

4 入札書の記載方法

- (1) 入札書（別添様式2）を使用すること。
- (2) 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

- (3) 入札書の提出後は、書換え、引換え及び撤回することはできない。
- (4) 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。
- (5) 再度の入札における入札者が代理人である場合（第1回目の開札に立ち会う入札者が代理人である場合を含む）は、委任状（委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る）を提出すること。

【注意事項】

- 入札書は内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
- 入札書は必要事項に記入、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に、入札者の商号又は名称、入札件名を記載すること。
- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- 入札書の宛名は、「長崎県知事 平田 研」宛とすること。
- 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

- (6) 最低制限価格は設定いたしません。

- (7) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（別添様式3）（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要です。

- (8) 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。なお、次の①から⑥までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできません。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札をしたとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑦ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑧ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑨ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑩ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

5 落札者の決定方法等

- (1) 開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
開札に立ち会う入札者がいない場合、当該入札事務に関係ない県の職員の立ち合いのもと、開札を

行う。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 期限までに提出された全ての入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち合いのもと、直ちにその場で再度、再々度の入札を行う予定である。再度、再々度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。開札に立ち会わない入札者は入札辞退として取り扱う。開札に立ち会う入札者がいない場合、再度、再々度の入札は行わない。

6 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

7 入札保証金について

- (1) 入札保証金は予定表に記載の期日までに納付すること。
- (2) 入札総価格（入札単価に予定数量を乗じて得た額）に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の5以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に長崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第2条 第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第2条第1項 に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第2条第1項 に規定する地方独立行政法人との間に、納入実績額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が該当する規模以上の同種の契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、規模については、契約金額（消費税及び地方消費税を含む額）を次の3段階に区分し、判断すること

- | | |
|--|----------------------|
| a 3,000万円以上 | b 1,000万円以上3,000万円未満 |
| c 1,000万円未満（ただし、この場合、契約金額にかかわらず、100万円を超える金額の履行証明を必要とする。） | |

- (3) 納付の方法

①入札保証金を納付する場合、入札保証金納付申出書（別添様式4）を予定表の提出期限までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）

②申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。

③金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、入札保証金納付届出書（別添様式 5）に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、予定表の納付期限までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

(4) 免除の方法

①入札保証金の免除を申請する場合は、予定表の提出期限までに入札保証金免除申請書（別添様式 6）を提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

②契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

(5) 注意事項

①納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。

②入札保証保険契約締結の際は業者名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。

8 契約保証金について

(1) 契約保証金等は、契約締結と同時に提出すること。

(2) 契約総価格（契約単価に予定数量を乗じて得た額）に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 保険会社との間に長崎県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条 第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項 に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項 に規定する地方独立行政法人との間に、納入実績額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が該当する規模以上の同種の契約を 2 回以上締結し、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合。

なお、規模については、契約金額（消費税及び地方消費税を含む額）を次の 3 段階に区分し、判断すること

a 3,000万円以上

b 1,000万円以上3,000万円未満

c 1,000万円未満（ただし、この場合、契約金額にかかわらず、100万円を超える金額の履行証明を必要とする。）